令和８年度における国立大学法人奈良国立大学機構の中小企業者に関する契約の方針

国立大学法人奈良国立大学機構（以下「本機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号。以下「官公需法」という。）第５条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和８年４月２１日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和８年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者 （以下「中小企業・小規模事業者」という。）の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本 方針」という。）を以下のように定める。

第１　中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

１　中小企業・小規模事業者向け契約目標

本機構は、令和７年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約 18 億 4 千万円、比率が 71.2%であり、令和８年度は前年度の実績を上回るよう努めるものとする。

２　新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率について、令和７年度は約 2.6%であり、令和８年度は前年度の実績を上回るよう努めるものとする。

第２　中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

本機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、政府が進める価格転嫁、取引適正化及び賃金向上推進の趣旨等も踏まえ、次のとお り取り組むものとする。

１　技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

（１）スタートアップを含む技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成１２年１０月１０日政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）を踏まえ、スタートアップを含む技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の下位等級の上位等級への参入の弾力化を一層進めるものとする。また、創意工夫による価値を適切に評価することが適当と認められる場合には、総合評価落札方式を積極的に活用するものとする。

（２）高度かつ独自の新技術を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、再委託先を含めたスタートアップからの公共調達の拡大に向けて、効果的な施策の検討を行うものとする。具体的には、高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）についての申合せ（令和６年６月１０日関係府省庁等申合せ）の一層の活用に加えて、資金繰りへの配慮等のスタートアップの参入を促す入札や契約実務等に係る実態把握と運用促進に努めるとともに、ＳＢＩＲ制度等の研究開発成果の積極的な調達、

本格調達に向けたデジタルマーケットプレイス等の調達を容易にするツールの活用促進などが含まれる。

２　事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５６条第１項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第５８条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

３　地域の中小企業・小規模事業者等の積極的な活用に向けた地域要件の設定等

（１）附属学校等において消費される物件等については、極力周辺地域における調達を促進することとし、周辺地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

（２）地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や地域への精通度等を評価することにより、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

（３）工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合には、これを十分考慮するものとし、一般競争においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等を評価項目として採用することにより、地域の中小企業・小規模事業者の積極的な活用に努めるものとする。

（４）業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

４　消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることはしないものとする。

５　一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一般競争及び少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式により実施する契約の見積り合わせを行う際は、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

また、一括調達、共同調達による競争参加資格を設定する際は、下位等級者の競争参加を可能とするよう弾力的な運用に努めるものとする。

６　総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

（１）総合評価落札方式による競争の際、調達を費用対効果において優れたものとする

ことに留意しつつ、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書、審査項目を作成するものとする。

（２）ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価する総合評価落札方式の適用拡大を進めるものとする。

７　分離・分割発注の推進

物件等の発注を行う際はあらかじめ、調達を費用対効果において優れたものとすること等を十分に検討しつつ、価格面、数量面、工程面等並びに商品の種類ごとに、公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な執行に資するかどうかについて検討（公正性についての検討も含む。）し、資すると認められた場合は、分離・分割発注を確実に実施するものとする。

特に、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等、より多くの視点で分離・分割発注の検討を行うものとする。

８　中小建設業者の受注機会の確保に向けた配慮

（１）一般競争入札を行う際、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等の配慮を行うものとする。

（２）特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用を一層推進することにより、中小建設業者に対する受注機会の増大を図るものとする。

（３）地域における公共事業の担い手が確保されるよう、競争入札に必要な資格、公共工事等の規模等について、地域の実情に配慮した設定を行うものとする。

（４）災害からの迅速な復旧復興に資するよう、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずるものとする。

（５）その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術等及び受注が可能な者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約による契約を検討し、特段の支障がない場合は、随意契約による契約を行うものとする。

９　中小石油販売業者に対する配慮

本機構との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけで はなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性 に鑑み、燃料調達を行う際には、（１）及び（５）に留意するとともに、例えば（２）、（３） 及び（４）のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加 している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

（１）災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、費用対効果等も勘案しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。

（２）災害時の燃料供給協定等において災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設や緊急車両等については、当該石油組合との平時と災害時の一体的な燃料供給に関する随意契約を誠実に検討すること。

（３）一般競争により調達する場合には、災害時における優先的な燃料供給を要件とし適切な地域要件の設定（地域内に燃料供給拠点を有すること等）を行うこと。

（４）災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力上記７に掲げる分離・分割発注を行うこと。

（５）原油価格の高騰や燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

１０　官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

中小企業・小規模事業者が受注した契約において、価格転嫁・取引適正化を実現するためには、契約締結時において予め物価変動を適切に請負代金に反映し、納期・納入条件等が明確に設定されること、契約期間中においても円滑に価格転嫁の交渉が行われること等が不可欠である。そのため、物価変動を反映した予定価格の作成、価格交渉の円滑化のための契約条項の設定、低入札価格調査制度の適切な活用を通じたダンピング防止、知的財産権の適切な取扱いなど、発注前から契約期間中の各段階に応じて、必要となる措置を講ずるものとする。

（１）適切な予定価格の作成

① 役務及び工事等の発注に当たっては、予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合に は、確実にこれを反映するものとする。

・市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格

・契約期間中に通常見込まれる価格変動

・最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額 の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）

・需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動

・消費税及び地方消費税の負担等

② ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビ ルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、 最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商 品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するもの

とする。

③ 物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、国等と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を 収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）附則第１条の３第１項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するものとする。

（２）公共工事におけるダンピング防止推進の周知

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１２条の規定を踏まえて、公共工事の入札の際に、当該規定に定めた様式のとおり入札金額の内訳書の提出を求めるものとする。

１１　適正な納期・工期・納入条件等の設定

（１）物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

（２）物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確に設定するものとする。

（３）物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

（４）物資の流通の効率化に関する法律（平成１７年法律第８５号）第３３条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、自らが施設の管理者となる場合や物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定をはじめとする措置を率先して講ずるものとする。

また、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和７年法律第６０号）の一部施行により、荷主等が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）の許可等を得ずに運送行為を行う、いわゆる違法「白トラ」に運送を委託することが禁止されたことを踏まえ、物品等の継続的な運送を伴う役務に係る発注を行う場合には、貨物自動車運送事業法の許可等を得ずに運送行為を行う違法な事業者に委託しないものとする。これを担保するため、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転手の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」にのっとり、当該受注事業者に対して、委託先のトラック事業者が許可等を得ずに違法に運送を行っていな

いことを証する誓約書や委託先のトラック事業者が必要な許可等を有していることを示す書面の提出を求める等の措置を講ずるものとする。

１２　再委託先を含めた適正な人件費確保等の周知

役務及び工事等において外注（再委託や再々委託以降を含む。）が必要な元請事業者に対し、地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮すること、外注先の適正な人件費を確保すること、外注先との間であらかじめ書面により作業内容、人件費単価、期間等の明確化を図ることについて、入札説明の際に周知を行うものとする。

１３　最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額を含めた適切な予定価格を作成するものとする。加えて、入札金額における人件費についても、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。

また、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。

さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対して確認し、受注者から求めがあった場合には適切に対応するものとする。

１４　中小建設業者の取引適正化に対する配慮

（１）建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第４９号）における持続可能な建設業の実現という趣旨と中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの休日確保の推進等の要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化に努めることとし、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大を図るものとする。

（２）「発注関係事務の運用に関する指針」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に規定される、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び公共工事等の施工時期等の平準化に努めることにより、中小建設業者の受注機会の増大を図るものとする。

（３）公共工事の発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

１５　低入札価格調査制度の適切な活用等

（１）役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

（２）各部局等に共通する主要な業種の契約について、業所管部局が設定した直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査制度の基準を参考に基準の設定を行うものとする。

さらに、低入札価格調査制度の対象となる契約に関する入札公告・入札説明会の資料等において、調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細、積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には落札者としない場合があることを、入札参加者に事前に周知するものとする。

（３）低入札価格調査を行う際は、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、公共工事設計労務単価、毎月勤労統計調査の賃金指数等）に沿った単価になっているかを確認するものとする。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとし、その結果、合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、落札者としないよう取り扱うものとする。

１６　中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

物件等の発注に当たって、受注者の資金繰りがしやすいように部分払をすることにより、受注者が円滑に事業を実施できるように努めるものとする。特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払い（毎月払い等）を行うよう配慮するものとする。

１７　知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、その著作権を発注者へ無償譲渡させないものとする。また、実施の範囲や期間、受取対価といった、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確に規定するものとする。

加えて、契約に当たっては、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成１６年法律第８１号）第２条第１項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させることができるコンテンツ版バイ・ドール契約を活用するものとし、現行及び将来のコンテンツ制作を含有する契約の有無に関わらず、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む、契約書のひな形を作成するものとする。

１８　労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

（１）工事の契約時の対応

公共工事の発注に当たっては、建設業法第３４条第２項に基づく「工期に関する基準」と「労務費に関する基準」を踏まえ、適正な工期の確保や労務費、原材料費、

エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定について、契約後の状況に応じた契約変更の実施などに対して、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更についてはあらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定するものとする。

さらに、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないこと、入札による契約であることを理由に協議に応じないといった対応は行わないものとする。

（２）物件及び役務の契約時の対応

物件及び役務の契約の途中で労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切な対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約を含む）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適切に協議を行うものとする。さらに、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

（３）全ての発注における対応

上記（１）、（２）の対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費の指針」という。）の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を考慮するものとする。

また、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し、少なくとも年に１回以上の協議を行うように努めることとする。なお、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて請負代金を設定するものとする。

さらに、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め再交渉が可能であることや、受注者がコスト増加に伴う契約金額の変更を申し出た場合に、当該受注者に対して次回以降の発注における選定その他の取扱いにおいて不利に扱ってはならないものとし、あらかじめ入札説明会や入札説明資料、契約時においてその旨を説明するものとする。

１９　官公需情報の提供の徹底

一般競争入札、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報や発注計画に関する情報をホームページへ掲載するなどして、中小企業・小規模事業者に対する情報提供を徹底するものとする。

また、発注を行う際に、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等の必要な事項を仕様書に明記又は入札説明会等において十分な説明を行

うものとする。

２０　官公需に関する相談体制の整備

本機構会計管理部経理課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な指導・支援に努めるものとする。

２１　被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域における需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、第２　１０（１）に掲げる留意点が反映された適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢 価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

２２　令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記２１に掲げる前段と同様の配慮に努めるものとする。

第３　新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

１　新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

本機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、「スタートアップ育成５か年計画」（令和４年１１月２８日新しい資本主義実現会議決定）の趣旨等を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

（１）過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定する際は、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としないなどの場合で、契約の履行の確保に支障がないと認められる調達については、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

（２）見積先の柔軟化の推進

少額の随意契約を行う際は、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、スタートアップを含めて新規中小企業者を見積先に含めるよう努める。 なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により契約の見積り合わせを実施する場合には、見積り合わせに参加するスタートアップを含む新規中小企業者を更に増やすため、メールマ ガジン等を活用するなど電子的手段を利用するものとする。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第４号で都道府

県知事が認定した商品又は役務（「いわゆるトライアル発注認定商品等」という。）等の受注機会の増大

トライアル発注認定商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

（４）新規中小企業者からの相談体制

本機構財務課及び施設課にて、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応するものとする。

２　組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組むものとする。

第４　上記第１～第３に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

１　本方針の適用範囲

本方針は、本機構の全ての部局に適用するものとする。

２　中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のため、以下のとおり推進本部を設置する。

推進本部

本部長：理事（総務・財務担当）

本部員：財務課長、施設課長

なお、本部員には、必要に応じて各調達担当課の長を追加することとする。

なお、推進本部においては、１の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当に対し改善策を指示する。

３　制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

附則

〇本契約の方針の公表

官公需法第５条第３号に基づき、本方針は速やかに公表する。